

南砺市公告第28号

地域農業経営基盤強化促進計画を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第8項の規定により公告し、当該地域計画を記載した書面を添えて次により縦覧する。

併せて、当該地域計画を変更するに当たり、南砺市の住民から提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を公告する。

令和8年5月11日

南砺市長 田中 幹夫

- 1 地域計画書の縦覧場所
南砺市役所 農政課 南砺市荒木1550番地
- 2 南砺市の住民から提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果
提出された意見書は、無かった。
- 3 地域農業経営基盤強化促進計画を変更した地域
 - (1) 南山田地区
 - (2) 城端・大鋸屋地区
 - (3) 北山田地区

4 変更内容

(1) 地域計画区域からの除外

No.	大字	地番	摘要
1	立野原東	1111-1	
	立野原東	1113-1	
	立野原東	1114-1	
	立野原東	1178	
2	打尾	103-1 の一部	

(2) 用途変更

No.	大字	地番	摘要
3	宗守	70-1	農業用施設の設置